

設置した。管区の境界を設定するに当っては永年鉄道会社として伝えられてきた伝統と慣習を尊重して過渡期において輸送業務に支障をきたさないため、だいたいにおいて旧4大鉄道の区域を1グループとして設けられた。

管区の名称と旧鉄道名はつぎのとおりである。

ア 西部管区 (旧グレート・ウェスタン鉄道)

イ 南部管区 (旧サザン鉄道)

ウ 北東管区 (旧ロンドン・ノースイースタン鉄道の北東地域)

エ 東部管区 (旧ロンドン・ノースイースタン鉄道の南部地域)

オ ロンドン・ミッドランド管区 (イングランドおよびウェールズ内の旧ロンドン・ミッドランド・スコッチッシュ鉄道線に旧チェシャ이어線を加え、ロンドン・チルバリー・サザンド線を除いたもの)

カ スコッチッシュ管区 (スコットランド内の旧ロンドン・ミッドランド・スコッチッシュ鉄道および旧ロンドン・ノースイースタン鉄道)

最初管区の責任者は管区長と称し、鉄道経営委員会に対して責任を負うことに定められていたが、1955・1からその名称を総支配人と改め、地区委員会に対して直接責任を負うことに改められた。すなわち総支配人は当該地区委員会の発する政策および一般管理についての命令にしたがい、管区内のすべての業務の調整を行い、地区委員会の指令が有効に実施されるよう監督するのであるが、日常業務についてはすべて委任されている。

管区本部の組織は総支配人の下に副支配人がおかれ、総支配人を補佐し、その下に会計、財務、用品、土地・格付、公安、職員、医務、公共関係・宣伝、営業、運転、船舶、動力、機械・電気、車両、道路車両、土木、信号・通信の各部が設けられ、それぞれ業務を分担している。

運輸委員会、地区委員会および管区の関係は第2表のとおりである。



(5) 中央運輸諮問委員会 1947年運輸法第6条によって設けられた中央における運輸大臣の諮問機関であって、独立の委員長1名と若干名の委員から構成される。委員は農業、商業、工業、水運業、労働および地方当局を代表する者として運輸大臣が関係団体と協議の上任命する者と、運輸委員会の指名によって任命される者から成る。運輸委員会の指名する委員のうち少なくとも1名は運輸委員会委員であることを要する。委員の数については運輸大臣が随時決定するところによる。本委員会委員は下院議員であってもさしつかえない。

会議は少なくとも年2回委員長が招集するが、必要の場合はいつでも招集することができる。また委員3名から要求があった場合これを招集しなければならない。会議においては利用者が国有運輸のサービスと施設について陳情した事項、諮問委員会が自発的に検討の要ありと認めた事項、運輸委員会または運輸大臣から諮問のあった事項について検討し、その決議事項および議事録は運輸大臣および運輸委員会に提出される。大臣は諮問委員会の決議事項を実施するよう運輸委員会に指示するものとする。

本諮問委員会は年次報告書を作成して、その写しを大臣に提出し大臣はこれを議会に提出しなければならない。

(6) 運輸利用者諮問委員会 本諮問委員会も1947年運輸法第6条によって設けられたもので、中央運輸諮問委員会の地方機関たる性質をもつものである。旅客運送に関する運輸利用者諮問委員会、貨物運送に関する運輸利用者諮問委員会、旅客・貨物運送に関する運輸利用者諮問委員会の区別がある。これを設置する区域については運輸大臣の裁量に委ねられているが、イギリス本国の全領域にわたることとウェールズおよびスコットランドにはそれぞれべつに設けることが必要とされている。その他本委員会の構成、任命資格、任務などは中央運輸諮問委員会とだいたい同様である。しかし会議における決議事項についてはその写しを中央運輸諮問委員会と運輸委員会に送付することを要するものとされている。

3 施設と車両

(1) 軌間と線路延長(1954・12・31現在)

ア 軌 間 一般的に1,435mの標準軌

イ 線路延長(電化線を含む) 30,812 km(19,150 マイル)

ウ 軌道延長(側線を含む) 82,833 km(51,481 マイル)

エ 電化線延長 1,577 km(980 マイル)

オ 狭軌線延長 43 km(27 マイル)

(2) 駅および機関庫数(1954・12・31現在)

旅客・貨物駅 4,024

ア 駅 旅客駅 1,729

貨物駅 2,258

計 8,011

イ 操 車 場 944

ウ 機 関 庫 380

エ 客 車 庫 269

(3) 軌 条 最近まで標準軌条として牛頭軌条を用いていたが、現在は平底軌条を標準軌としている。軌条の長さは普通18.3mで、鉄継目板で結合しかつボルト締めまたは犬釘で枕木に打ちつけたものである。軌条の重量は主要線に用いられているものは1m当り54kg、支線用のものは1m当り48.6kgのものを標準として用いる。

(4) 枕 木 硬質の木枕木を用い、その本数は1km当り1,320本となっている。鉄筋コンクリート枕木を用いている箇所もある。

(5) バラスト 砕石バラスト(普通花崗岩または石灰石)または鉄滓(こうさい)を用いている。1m当り1.25m³ないし1.67m³のバラストを敷いている。

(6) 最少曲線半径 850m

(7) 最急勾配(こうばい) 最急勾配区間はつぎのとおり。

区 間	勾配	距離
西部管区リッキー勾配 (パーミンガム＝プリストル)	2.45%	3.2km
西部管区ヘマードン勾配		